

茨医発第571号
令和5年11月10日

郡市等医師会長 殿
茨城産業保健総合支援センター長 殿
関係各位

茨城県医師会長 鈴木 邦彦
(公印省略)

日本医師会認定産業医制度における単位シールについて

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、フリマサイトにおいて日本医師会認定産業医制度（以下、認定産業医制度とする。）における単位シールの販売が行われる事案が発覚いたしました。

認定産業医制度における「単位」は、法令上の産業医となるために必要な知識を身に着けた証、または認定産業医として研鑽を積んだ証として、厳格な本人確認の上、受講者本人に付与されるべきものです。他人への譲渡や販売は認定産業医制度の根幹を揺るがすものであり、断じて看過できません。

本会における認定産業医制度の単位シールの発行にあたっては、事務手続きの関係上、記名はせず、日付、単位種別、単位数のみ記載をし、研修会終了後に配付をしておりました。そのため、単位シール単体では受講者本人に紐づく情報がありませんでした。

つきましては、下記のとおり、取得単位と受講者本人が結びつくような対応を速やかにお取りいただきたく、貴殿の特段のご理解とご配慮を何卒よろしくお願い申し上げます。

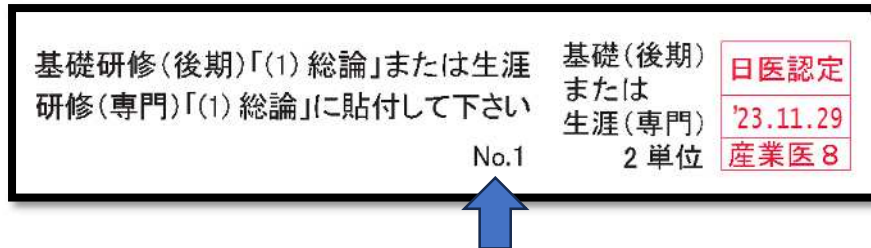
記

実施時期 **令和6年1月以降**開催する認定産業医制度の単位を付与する研修会及び講習会
実施方法 各団体の運営体制に鑑み、別紙資料を参考にするなど、取得単位と受講者本人が結びつくような対応をお願いいたします。なお、受講者の管理番号については、Excel データや記名用紙の pdf データ等を、10 年間は保管をお願いいたします。

■問合せ 茨城県医師会 荻野・平野 TEL 029-241-8446

【前提】 単位シールの発行に関して

これまでどおり、茨城県医師会が単位シール（整理番号入り）を発行し、開催日までに主催者（共催の場合は主たる主催者）宛てにお送りいたします。

**【方法】 番号と受講日から受講者情報と照合できるよう管理する**

シール配布にあたっては、単位シールの整理番号から受講者が照合できるよう、主催者（共催の場合は主たる主催者）で管理する。研修会終了後、不要となった単位シールは速やかに破棄をお願いいたします。なお、受講者の管理番号については、Excel データや記名用紙の pdf データ等を 10 年間は保管をお願いいたします。

【例①】 単位シール引換券による方法

準備物：・受付名簿（整理番号記入欄入り）

・単位シール引換券（メモ、付箋等に整理番号を記載）

受付時：・医師資格証や免許証等により受講者の本人確認を実施する。

・受付名簿に、単位シール引換券に記載されている整理番号を転記する。

・引換券を受講者に配布する。

退室時：・単位シールを予め番号順に並べておく（1～10、11～20・・・など）。

・整理退場を実施する（例；1～10 までの方、11～20 までの方・・・など）。

・受講者が持ってくる単位シール引換券と、単位シールに記載されている番号を確認の上、単位シールを配付する。

【例②】 座席指定による方法

準備物：・受付名簿（座席番号入り）

受付時：・医師資格証や免許証等により受講者の本人確認を実施する。

・指定席のご案内

退室時：・研修会終了後、座席番号と同じ整理番号が記載された単位シールを配付する。